

建設工事現場の監督指導結果（令和6年7月1日～5日）

1 監督指導実施結果の概要

県内の土木工事及び建築工事 計 115 現場（202 事業場）に監督指導を実施し、うち 77 現場（163 事業場）に対して是正勧告・改善指導等を行いました。

【監督指導実施結果の概要】

（下段は前年度実施結果）

	土木工事		建築工事		合 計	
	現場数	事業場数	現場数	事業場数	現場数	事業場数
監督指導実施数（A）	42	57	73	145	115	202
	44	52	54	113	98	165
是正勧告・改善指導等 実施数（B）	26	41	51	122	77	163
	14	22	42	101	56	123
割 合 （B/A）	61.9%	71.9%	69.9%	84.1%	67.0%	80.7%
	31.8%	42.3%	77.7%	89.3%	57.1%	74.5%

注1）工事現場には元請事業場のほか下請事業場が入場している場合があり、一つの現場で複数の事業場に対して監督指導を実施することがあるため、「事業場数」は「現場数」よりも多くなります。

注2）「是正勧告」とは法令違反の事項については是正を求める措置、「改善指導」は法令違反以外の事項について改善を求める措置です。

2 主な法違反等の内容

(1) 法違反のあった事項は、多いもの（現場数）から順に、

- ・ 車両系建設機械災害の防止措置 23 現場（33 事業場）
- ・ 足場等からの墜落防止措置 22 現場（40 事業場）
- ・ 作業主任者の選任、職務の実施 5 現場（8 事業場）

となりました。

(2) (1)の法違反のうち、5現場（9事業場）については、足場に手すり等の墜落防止措置が適切に講じられていないなど、危険性の高い箇所等が認められたため、使用停止等を命じる行政処分を行いました。

(3) 熱中症予防対策について、3現場（3事業場）に対して水分や塩分摂取の徹底、冷房を備えた休憩場所の確保等の改善指導を行いました。

【主な法違反等の内容】

	土木工事		建築工事		合 計	
	現場数	事業場数	現場数	事業場数	現場数	事業場数
① 車両系建設機械災害防止措置	15	19	8	14	23	33
② 足場等からの墜落防止措置	1	1	21	39	22	40
③ 作業主任者の選任、職務の実施	2	2	3	6	5	8
④ 熱中症予防対策	2	2	1	1	3	3
⑤ 就業制限	1	1	0	0	1	1
使用停止等命令	0	0	5	9	5	9